

平成 14 年 10 月 23 日  
理 事 会 決 定

## 常勤役員の報酬に関する規定

- 第 1 . 常勤役員の給与は国家公務員の給与、[ 一般の職員の給与に関する法律 別表  
第 10 指定職俸給表 ] を準用する。
- 第 2 . 号棒の適用にあたっては常勤役員の経歴等により会長が決定する。
- 第 3 . この規定は平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

平成 14 年 12 月 3 日  
運 営 委 員 会 決 定

## 常勤役員の退職金に関する規定

- 第 1 . 常勤役員の退職金の支給については、当協会職員の退職金支給について定める退職金支給規定を準用する。
- 第 2 . この規定は平成 14 年 4 月 1 日から適用する。